

意見提出者	株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ
1. 項目	公的個人認証サービスにおける鍵管理情報格納媒体の基準の緩和
2. 既存の制度・規制等によってICT利活用が阻害されている事例・状況	<p>・公的個人認証サービスの鍵管理情報格納媒体は、住民基本台帳カードに準じる扱いとなり ISO/IEC15408 の認定取得が求められるため、携帯電話の内部メモリ等への搭載を困難にする要因となっています。</p>
3. ICT利活用を阻害する制度・規制等の根拠	<p>・「住民基本台帳カードに関する技術的基準（総務省告示第三百九十二号）第2 3 国際標準化機構及び国際電気標準会議の規格第 15408 の認証 住民基本台帳カードは、国際標準化機構及び国際電気標準会議の規格第 15408 の認証を受けたカードを用いること。ただし、当分の間は、国際標準化機構及び国際電気標準会議の規格第 15408 の評価を受け合格した設計書に基づいて作成されたカードを用いることができるものであること。</p>
4. ICT利活用を阻害する制度・規制等の見直しの方向性についての提案	<p>・鍵管理格納媒体の基準を緩和し、移動機内部メモリのように一定の安全性が確保されているものについては搭載を許容していただきたい。</p>